

## 航空機利用における合理的配慮の提供状況等

障害者差別解消法の対応指針における (2)合理的配慮の提供の具体例における該当項目	ジェットスター・ジャパン(株)
① 多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる事例	対応状況等
1 WEBサイトにて、障害のある利用者用の情報を分かりやすく掲載する。	当社ホームページにて、障がいをお持ちのお客様へのご案内ページ「特別介助が必要なお客様」を開設しています。
2 車いすの貸し出しを行う。	国内のすべての就航空港において、貸出用車いす(無料)を用意しております。
3 利用者自身で使用する車いすは無料で預かる。	お一人様1台まで無料にてお預かりしております。
4 杖・松葉杖(先の尖ったものを除く)の機内の持ち込みを許可する。	無料にて機内手荷物として、持込が可能です。機内手荷物の枠には計上されません。(先が尖ったものは除きます)
5 車いす使用者に対して、一般の利用者に優先して搭乗を開始する。	車いすをご利用で、移動にお時間がかかるお客様の場合、優先した搭乗を行っております。
6 安全に関する案内について、視覚障害のある利用者に対して、個別に口頭にて案内を実施する、もしくは点字によるパンフレットを用意する。	個別に口頭にてご案内をさせていただいております。(点字の案内物などは用意しておりません)
7 聴覚障害あるいは言語障害のある利用者に対して、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段(メモや筆談ボードなど)を用いて対応する。	視覚で認識できる案内物を用意しております。また、筆談用具を用意しております。
8 視覚障害のある利用者や握力の弱い利用者に対して、機内食の包装の開封を手伝う。	ご希望に応じて、機内食の包装の開封をお手伝いさせていただきます。
9 障害のある利用者が化粧室に行く際に、移動を手伝う。	すべての機材で通路幅に収まる機内用車いすの用意がございます。ご希望に応じて、機内用車いすにより、移動のお手伝いをさせていただきます。
② 過重な負担とならない場合に、提供することが望ましいと考えられる事例	対応状況等
1 障害のある利用者専用の窓口を設置する。	専用ではございませんが、コールセンターにてお伺いさせていただきます。
2 膝を曲げることが困難な利用者に、可能な限り利用者の要望に沿った座席を用意する。	原則として、座席指定は有料のため、事前にご指定いただくこととなりますが、当日、空港にて空きがある場合は、配慮をさせていただきます。(ただし、安全上の理由から、非常口列座席などはご利用いただけません)
3 人的対応が可能な場合で、利用者の状況により利用者の希望があれば、チェックインカウンターから搭乗口へ、又は搭乗口から到着ロビーの間、係員が同行する。	可能な限り、対応させていただきますが、早めに空港にお越しになるなどのお願いをさせていただきます。当日の状況によっては、ご案内までにお待ちいただくこともございます。
4 人的対応が可能な場合で、利用者の希望があれば、車いすのサイズと重量が対応可能な範囲内で、利用者自身の車いすを搭乗口にて預かる。	原則として、搭乗手続き時に、カウンターでお預けいただいておりますが、お客様のお体の状況、また当日の状況によっては、可能な限り、対応させていただきます。
5 調整可能な範囲で、車いすを使用され、かつ階段の昇降ができない利用者の予約がある場合は、ボーディングブリッジのあるスポット又はリフトカー等を準備する。	PBB(パッセンジャー・ボーディングブリッジ)を優先的に利用できるよう努力はいたしますが、PBBがない空港や、当日のスポット状況にもよりますので、確約はいたしかねます。リフトに関しては、当社では自社保有のものはございませんので、空港所有のものを手配いたします。ただし、当日の状況によりましては、ご利用の際にお待ちいただくこともございます。
※ 参考：当該航空会社の専用ページ等 →	<a href="http://www.jetstar.com/jp/ia/planning-and-booking/at-the-airport/specific-assistance">特別介助が必要なお客様 http://www.jetstar.com/jp/ia/planning-and-booking/at-the-airport/specific-assistance</a>